

# 兵庫県公報

平成23年10月28日 金曜日 第 2333 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	3
○ 鳥獣保護区の指定（自然環境課）	3
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	4
○ 昭和40年兵庫県告示第1127号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	5
○ 平成9年兵庫県告示第1492号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成18年兵庫県告示第1097号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	12
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	12
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	15
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	16
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	17
<b>辞 令</b>	
○ 高崎 正弘ほか	17
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告（県立香住高等学校）	18

## 告 示

### 兵庫県告示第1131号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
いが漢方内科 金のさじ 診療所	伊賀 文彦	神戸市東灘区田中町1丁目8-20	平成23年9月1日

まつだ内科クリニック	松田 康章	同 市同 区岡本1丁目6-12	同
岡田歯科	医療法人社団 岡田歯科 理事長 岡田 光史	同 市同 区岡本1-3-19	平成23年8月1日
スギ薬局 岡本店	株式会社 スギ薬局 代表取締役 榑原 栄一	同 市同 区岡本1丁目11番36号 ユニ ハイム岡本1階	同 年9月1日
ドリーム薬局 摂津本山 店	有限会社 未来 代表取締役 霜寄 敏文	同 市同 区田中町1丁目8-20	同
阪神調剤薬局 鶴甲店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市灘区鶴甲3-13-22	同
まどのみきメンタルクリ ニック	真殿 美樹	同 市中央区脇浜海岸通2-2-3 ケ ーズHAT神戸3階	同
阪神調剤薬局 新神戸店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市同 区生田町1-2-19	同
阪神調剤薬局 灘東店	同 上	同 市同 区上筒井通5-1-8	同
阪神調剤薬局 神大店	同 上	同 市同 区楠町6丁目13番11	平成23年10月1日
介護付き有料老人ホーム エクセレント神戸	株式会社 エクセレントケア システム 代表取締役 大川 一則	同 市兵庫区菊水町10丁目9-18	平成23年9月1日
あけぼの薬局 惣山店	有限会社 あけぼの 代表取締役 岡田 一平	同 市北区惣山町5丁目10番2号	平成20年1月1日
医療法人社団 和啓会 メディクス舞子クリニッ ク	医療法人社団 和啓会 メディクス舞子クリニック 院長 吉田 正志	同 市垂水区海岸通2166番地 1F	平成23年9月14日
木佐木歯科	医療法人社団 木佐木歯科 理事長 木佐木 幸男	同 市同 区舞子台8丁目5-36	同 年8月24日
イオン薬局 ジェームス 山店	イオンリテール 株式会社 代表取締役 村井 正平	同 市同 区青山台7丁目7番1号	同 年9月1日
ふじしろ歯科クリニック	藤城 聡一郎	姫路市坂田町11番	同
ゴダイ薬局 南駅前店	ゴダイ 株式会社 代表取締役 浦上 晃之	同 市南駅前前63 クリスタル1F	平成23年10月1日
マリーニイカリ薬局 網 干店	メグコーポレート 株式会社 代表取締役 松山 恵美子	同 市網干区和久40番7	同
オレンジ薬局 尼崎店	株式会社 ブチファーマシス ト 代表取締役 柳生 美江	尼崎市稲葉荘2-6-18 ヨシダビル1 階	同
医療法人社団 亀井整形 外科医院 デイケアセン ター ファーストリハ	医療法人社団 亀井整形外科 医院 理事長 亀井 滋	同 市塚口町6丁目43-1	平成23年6月6日
アルファ調剤薬局 明舞 店	有限会社 アルファ企画 代表取締役 山下 泰信	明石市松が丘4丁目1-36	同 年10月1日
しもやま歯科	下山 修平	西宮市高松町4番32-101号	平成23年9月1日
西宮センター薬局	法円坂メディカル 株式会社 代表取締役 堅田 ちえ子	同 市池田町3-1 サンテックBLD 101号	同 年10月1日
介護付き有料老人ホーム エクセレント西宮	株式会社 エクセレントケア システム 代表取締役 大川 一則	同 市すみれ台2丁目4-3	同 年9月1日
医療法人社団 和啓会 メディクス芦屋クリニッ ク	医療法人社団 和啓会 メデ ィクス芦屋クリニック 院長 口分田 理	芦屋市海洋町12-1	同 月10日
吉川歯科医院	吉川 広志	同 市呉川町7番26号	平成23年8月1日
鹿島産婦人科医院	鹿島 決	伊丹市瑞穂3-12-2	同

サン薬局 西台店	有限会社 メディカルノブ 代表取締役 大久保 映伸	同 市西台2丁目7-1 ITAMI 5 1階	平成23年1月1日
宮本薬局	宮本 康志	豊岡市寿町7-4	同 年7月1日
垣本歯科医院	垣本 孝作	加古川市平荘町養老140	同 年8月29日
ゴダイ薬局 加古川駅前 店	ゴダイ 株式会社 代表取締役 浦上 晃之	同 市加古川町粟津253-4	同 年10月1日
さとし歯科医院	上垣 智	養父市八鹿町八鹿1264-11	同 年7月26日
淡路調剤薬局 東浦店	ビザン薬品 株式会社 代表取締役 岸田 敏宏	淡路市久留麻1875-1	同 年8月1日
医療法人社団 仙齢会 はりま病院	医療法人社団 仙齢会 はりま病院 理事長 荒尾 潤	加古郡播磨町北野添2丁目1番15号	同 年7月1日



**兵庫県告示第1132号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 4頭
4 発生場所	宝塚市
5 発生年月日	平成23年10月11日
6 その他参考となるべき事項	エライザ検査により発見



**兵庫県告示第1133号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、昭和46年兵庫県告示第1513号（鳥獣保護区の指定）及び平成3年兵庫県告示第1602号（鳥獣保護区の設定）は、平成23年10月31日限り、廃止する。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
高取山鳥獣 保護区	神戸市兵庫区鶴越町における市道夢野白川線と市道山麓線との交点を起点とし、市道山麓線を西進し、長田区宮川町、西山町及び五位ノ池町を経て須磨区板宿町の県道神戸三木線との交点に至り、同県道を北進し、須磨区車町の市道夢野白川線との交点に至り、同市道を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
増位山鳥獣 保護区	姫路市峰南町における県道姫路環状線と市道城北116号との交点を起点として、同市道を北進して市道城北15号に至り、同所から同市道を北進して広峰神社に至る登山道に至り、同所から同登山道を北東進して同神社における近畿自然歩道に至り、同所から同歩道を北進して同市夢前町山富と同市砥堀	平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

	との境界に至り、同所から同境界線を北東進して同市砥堀と同市香寺町須加院との境界に至り、同所から同境界線を南東進して同市香寺町須加院と同市仁豊野との境界に至り、同所から同境界線を東進して国道312号に至り、同国道を南進して県道砥堀本町線に至り、同所から同県道を西進して県道姫路環状線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
粧屋ダム翠明湖鳥獣保護区	多可郡多可町の粧屋ダム周囲道路及びダムに囲まれた一円の区域	平成23年11月1日から平成33年10月31日まで



**兵庫県告示第1134号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、昭和46年兵庫県告示第1392号（銃猟禁止区域の設定）、昭和56年兵庫県告示第2897号（銃猟禁止区域の指定）及び平成13年兵庫県告示第1325号（銃猟禁止区域の設定）は、平成23年10月31日限り、廃止する。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
高室池特定猟具使用禁止区域	銃器	加東市上三草地区における高室池西端の余水吐口にかかる向福橋を起点として、北西約40メートルの同市上三草698番地15の高台を見通した線を経て、同所から高室池ゴルフ倶楽部私道2号終点を見通した約60メートルの地点を経て、同所から東進して同市上三草1134番地212の同私道1号に至り、同所から北東進して同市上三草1134番地177の国有林境界を見通した線を経て、同所から同国有林境界に沿って北東進し、通称受所山（標高197.4メートル）の山頂に至り、同山頂から南進して同市下久米391番地38にある私道開拓道3号に至り、同所から農耕地と樹林地の境界を西進し、同市下久米1635番地133を経て、同所から南西進し同市下久米1635番地166にある高室池南東端を経て、高室池南岸部を西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成23年11月1日から平成33年10月31日まで
阪神湾岸特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市兵庫区和田崎町の東端（和田岬）を起点として、同所から海岸防潮堤を西進して神戸検疫所敷地に至り、同所から市道遠矢浜町1号を北進して市道西出高松前池線（小松通3丁目交差点）に至り、同所から市道西出高松前池線を北東進して国道2号（西出町交差点）に至り、同所から同国道を北東進して国道43号（岩屋交差点）に至り、同所から国道43号を東進して芦屋市、西宮市及び尼崎市を経て大阪市港区における国道172号に至り、同所から国道172号を南西進して大阪港中央突堤（中央棧橋）に至り、同所から神戸市中央区のポートアイランド南東端に至り、同所よりポートアイランドの南側岸壁を西進してポートアイランドの南西端に至り、同所から起点を見通した線に囲まれた一円の区域。ただし、浜甲子園鳥獣保護区、夙川河口鳥獣保護区及び大阪府の区域を除く。	平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

<p>嬉野特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>加東市における県道神戸加東線と国道372号との交点を起点として、同所から同国道を北東進して市道嬉野原線に至り、同所から同市道を南東進して市道木梨川南山線に至り、同所から同市道を南東進して市道福住上三草線に至り、同所から同市道を南東進して市道ハコキババ線に至り、同所から同市道を南西進及び北西進して市道社外環状線に至り、同所から同市道を西進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成23年11月1日から平成33年10月31日まで</p>
<p>寺CSR特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>姫路市夢前町における市道鹿谷121号と市道菅野146号との交点を起点として、同所から同町寺字クチナシにおける通称クチナシ山に至る尾根線を北進して同町寺字コシガ谷における通称飯森山及び同町寺字ソノ田における通称小坪東山を經由してクチナシ山頂に至り、同所から尾根線を東進及び南進して同町寺字切畑山における通称切畑山及び同町寺字小坪山における通称小坪山を經由して県道穴栗香寺線に至り、同所から同県道を西進して市道菅野137号に至り、同所から同市道を北西進して市道鹿谷121号に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成23年11月1日から平成33年10月31日まで</p>
<p>打越緑台特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>姫路市打越における市道白鳥255号と同市打越字奥山通称ウバガフトコロと同字通称滑谷の境界線との交点を起点として、同所から同境界線及び同市打越字奥山通称ウバガフトコロと同字通称右峠の境界線を西進して同市林田町上伊勢と同市打越の境界線に至り、同所から同境界線を北進して同市打越字奥山通称ヌカミソと同字通称ヨイ谷の境界線に至り、同所から同境界線及び同市打越字奥山通称ヌカミソと同字通称小山、同字通称ヌカミソと同字通称岩栄、同字通称岩栄と同字通称手鞠谷の境界線を南東進して同市打越と同市夢前町の境界線に至り、同所から同境界線を南東進して同市打越字奥山通称野畑と同字通称イバラ谷の境界線に至り、同所から同境界線を南西進して里道に至り、同所から同里道を南進して市道白鳥255号に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成23年11月1日から平成33年10月31日まで</p>



兵庫県告示第1135号

昭和40年兵庫県告示第1127号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から施行する。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

表温泉鳥獣保護区の項を次のように改める。

名称	区 域	存続期間
<p>温泉鳥獣保護区</p>	<p>美方郡新温泉町細田における国道9号と町道細田稲負谷線の交点を起点として、同所から同国道を南東進して町道京口線に至り、同所から同町道を西進して町道湯村歌長線に至り、同所から同町道を南東進して町道町民センター線に至り、同町道を南西に直進して白豪山（城山）尾根に至り、同所から町道北岡線の第二北岡橋東詰と結ぶ線を直進して町道北岡線に至り、同所か</p>	<p>平成23年11月1日から平成27年10月31日まで</p>

ら同町道を西進して町道細田稲負谷線に至り、同所から同町道を北西進して  
 起点に至る線に囲まれた一円の区域



**兵庫県告示第1136号**

平成9年兵庫県告示第1492号（鳥獣保護区の指定）を次のように改正し、平成23年11月1日から施行する。  
 平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
有年・周世 鳥獣保護区	赤穂市有年横尾における国道2号と市道有年原横尾線との交点を起点として、同所から同市道を南東進して市道内海原平田線に至り、同所から同市道を南東進して県道高雄有年横尾線に至り、同所から同県道を南東進及び南進して同市周世における森林管理道神護寺線に至り、同所から同森林管理道の水木原川に架かる橋を渡り同川の右岸を南東進して同市周世字水木原1302-93地内に接する橋と獣害防止柵に至り、同所から同獣害防止柵を南進、南西進及び西進して同市周世字水木谷1302-189地内の遊歩道（通称神護寺表参道）に至り、同所から同遊歩道を北進して神護寺境内に至り、同所から遊歩道を北西進して同市周世と同市真殿との大字界交点に至り、同所から同大字界を北西進して三角点（286.4メートル）に至り、同所から同大字界を北西進して同市真殿、同市周世及び同市有年横尾との3大字界交点に至り、同所から同市真殿と同市有年横尾との大字界を西進して同市真殿、同市中山及び同市有年横尾との3大字界交点に至り、同所から同市中山と同市有年横尾との大字界を北西進して同市有年横尾字一ツ岩と同市有年横尾字大多尾との字界交点に至り、同所から同字界を北進して、同市有年横尾字一ツ岩、同市有年横尾字大多尾及び同市有年横尾字堂ヶ谷との3字界交点に至り、同所から同市有年横尾字一ツ岩と同市有年横尾字堂ヶ谷との字界を北進して市道谷口線に至り、同所から同市道を北進して県道周世有年原線に至り、同所から同県道を北東進して国道2号に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成23年11月1日から平成29年10月31日まで



**兵庫県告示第1137号**

平成18年兵庫県告示第1097号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から施行する。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表氷上北特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
加古川北特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市氷上町常楽における市道特19号の幸料寺橋西詰と加古川右岸堤防の交点を起点として、同所から同川を北西進して同市青垣町栗住野における市道田井縄本線の芦田橋西詰に至り、同所から同市道を北進して加古川左岸堤防に至り、同所から同川を南東	平成23年11月1日から平成28年10月31日まで

	進して市道特19号の幸料寺橋東詰に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
--	--	--



**兵庫県告示第1138号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町香住区三川字出雲原63
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1139号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町境字ニゴリブチ81の2、81の5
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1140号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町境字アガリサコ42

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1141号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町境字アガリサコ42の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1142号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町境字大コウロ43、43の2、43の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。



（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1143号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町境字大コウロ44
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1144号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町境字横谷70、70の2から70の4まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1145号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市出石町上野字百合谷19の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1146号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町上野字百合谷19の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1147号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町桐野字床ノ尾99の1、99の3から99の10まで、99の12、99の13

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊

岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1148号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市出石町桐野字床ノ尾99の14
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1149号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町栗尾字登尾272の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1150号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町栗尾字切畑310の1

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1151号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市但東町栗尾字萱野235の1
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1152号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域  
豊岡市中央町128番1の一部
- 2 特定有害物質の名称
  - (1) 鉛及びその化合物
  - (2) 水銀及びその化合物
- 3 1のうち2(1)に係る土地の一部については、土壌汚染対策法施行規則第58条第4項第9号に該当する。



**兵庫県告示第1153号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
旭保罐工業(株) (代)寒川 雄治	神戸市東灘区魚崎北町 1-13-18	般-22 第109796号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年8月9日
(有)エム・テック (代)村松 弘茂	同 市灘区烏帽子町3 -2-8	般-21 第114421号	一般	土木工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年5月31日
甲栄産業(株) (代)金栄 敏成	同 市同区水道筋6- 4-1	般・特-22 第110862号	一般 特定	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年7月12日
神鋼不動産ジーク レフサービス(株) (代)北山 淳一	同 市中央区脇浜町2 -8-20	般-20 第114087号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月14日
(株)ニチワ (代)本郷 昭宏	同 市同 区磯辺通2 -2-16 三宮南ビル 8階	般・特-19・ 23 第102299号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月28日
神戸ビル管理(株) (代)松坂 隆廣	同 市同 区浪花町15	般・特-20 第112302号	一般	屋根工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
(株)関西インテリア (代)玉田 仁志	同 市同 区旭通3- 5-7	般-18 第110264号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年7月25日
(株)大和工業所 (代)濱下 博元	同 市兵庫区御崎本町 3-2-12-2	般-19 第102531号	一般	土木工事業、管工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
日本鉄盤(株) (代)大橋 清孝	同 市北区長尾町宅原 字上の池72-3	般-18 第114817号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月15日
ケーアールシー(有) (代)北向 昭宏	同 市同区有馬町440	般-21 第113124号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年8月26日
神戸住宅開発(株) (代)高林 邦彦	同 市長田区神楽町2 -3-1	般-22 第115819号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月22日
川崎ダクト設備(株) (代)川崎 はま子	同 市須磨区妙法寺字 東谷839-2	般-19 第115100号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月10日
ジオテック(株) (代)渡邊 信也	同 市垂水区潮見が丘 1-20-21	般-20 第113103号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年7月31日
(株)ビルダー (代)中嶋 浩一	同 市西区伊川谷町有 瀬1555-6-607	般-19 第801813号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
竹内建設 (代)竹内 雅美	同 市同区神出町東 1188-163	般-22 第114728号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月17日

大志技建工業 (代)松田 昌浩	尼崎市西昆陽2-26-34	般-21 第216992号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月11日
神鋼鋼線工業(株) (代)小南 孝教	同 市中浜町10-1	特-22 第206906号	特定	土木工事業、建築工事業、電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月23日
正光建設工業(株) (代)岩村 一夫	同 市道意町3-8-1	般-22 第213142号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
高吉工業(株) (代)高吉 悟	同 市食満6-12-12	般-18 第208310号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年7月31日
㈱イケダ (代)勝田 浩二	同 市大島3-28-21	般-22 第216271号	一般	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月10日
㈱北陽 (代)北窓 清治	同 市名神町2-2-23	般-22 第218124号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月29日
㈱寺坂工務店 (代)寺坂 邦夫	伊丹市中野西2-209	般-19 第200312号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年7月6日
㈱サンボックス (代)山本 一男	宝塚市安倉中2-13-2 1F	般-18 第301628号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月30日
㈱太星工業所 (代)高富 大二郎	同 市末成町19-36	般-19 第202680号	一般	とび・土工工事業、鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月31日
さかでん (代)薮野 一男	同 市逆瀬川1-15-31	般-19 第301774号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月3日
藤田水道設備工業所 (代)藤田 知司	加古川市平岡町中野552-6	般-18 第402210号	一般	管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年4月30日
㈲末光建設 (代)齋藤 治	同 市平岡町土山487-1	般-22 第403742号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年5月20日
三誠設備工業 (代)柿本 治己	同 市加古川町北在家761-7	般-22 第407058号	一般	建築工事業、管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月12日
松本工業 (代)松本 秀孝	加古郡播磨町宮西1-9-2	般-18 第403905号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月5日
新北播企業(株) (代)千田 貴哉	西脇市郷瀬町398-1	般-18 第353517号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月30日
㈲田村興産 (代)進藤 朋巳	小野市高田町1754-2	般-22 第352864号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月22日
蓬萊建設 (代)蓬萊 正寿	加西市野条町377-12	般-21 第353170号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月31日
㈱杉浦 (代)杉浦 義秋	姫路市南条209-3	般-19 第458013号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年11月12日
進栄重機 (代)平木 秋男	同 市広畑区吾妻町2-55	般-19 第455400号	一般	鋼構造物工事業、機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年6月30日
北野産業(株) (代)北野 実	同 市神屋町3-37-4	般-21 第459980号	一般	大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装	建設業の廃止 (一部廃業)	同

				仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業		
古西建設(株) 代古西 友代	同 市網干区新在家 1362-1	般-20 第460579号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年7月31日
(有)匠工房 代藤井 孝行	同 市京町1-261-2	般-21 第459957号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(株)関西ハードテック 代蔭山 守生	同 市南今宿1642-3	般-21 第460623号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年8月31日
(株)出口鉄工所 代出口 清	たつの市誉田町広山馬場崎559-2	般-18 第500201号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
関西カッター工業(株) 代平野 克己	赤穂市御崎1415	般-18 第551011号	一般	ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月1日
(有)相馬 代馬場 真作	同 市加里屋65-1	般-18 第551654号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
(株)中村建設 代中村 律子	同 市加里屋63-10	般・特-20 第551793号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年8月1日
(有)川戸工務店 代川戸 久司	宍粟市一宮町西深164	般-18 第502184号	一般	建築工事業、大工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
住商工業(株) 代武田 泰幸	赤穂郡上郡町上郡18-1	般・特-19 第550833号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月20日
和藤重機土木 代和藤 浩一	豊岡市日高町九斗905-3	般-18 第651043号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年12月1日
ハセガワ製畳 代長谷川 恭三	同 市日高町岩中672-3	般-18 第651305号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年11月14日
(有)田中工業 代田中 幸夫	同 市森津768-4	般-22 第651154号	一般	屋根工事業、板金工事業、内装仕上工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年6月30日
(株)今後建設 代今後 武司	美方郡香美町村岡区味取307	特-18 第700484号	特定	建築工事業、管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月30日
(株)福島組 代福島 剛	篠山市西新町188	般・特-22 第751232号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月25日
(株)大市住宅産業 代大前 裕樹	同 市吹新64-2	特-18 第751810号	特定	ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月11日
清水設備(株) 代清水 秀幸	南あわじ市志知鉦463-1	般-18 第801373号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成22年1月31日
(有)池田電機 代藤田 有里子	同 市阿万上町 360-1	般-18 第800826号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年8月2日
堀口建設(株) 代井上 裕文	同 市市十一ヶ所 425	般・特-19 第801415号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
常盤興業(株) 代中田 忠義	淡路市小倉226	特-18 第801260号	特定	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年5月26日



兵庫県告示第1154号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量 52点）
- 2 作業期間  
平成23年10月11日から平成24年3月23日まで
- 3 作業地域  
尼崎市武庫町地区



**兵庫県告示第1155号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社松福堂  
代表者の氏名 上坂浩之  
住所 豊岡市出石町柳64
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 （仮称）豊岡ビジネスホテル  
所在地 豊岡市若松町10-1
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県土庫整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課  
縦覧期間 平成23年10月28日から同年11月10日まで

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市米田町島字東田93番2
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町島2番地  
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊藤勝之
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成23年7月6日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-23-2号（22高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町阿弥陀字中道65番1、69番1  
同 市阿弥陀町北池字村北245番1の一部、250番1、252番、同地先里道及び水路
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
揖保郡太子町鶴235番地  
ヤマダストア株式会社 代表取締役 山田一枝
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成23年8月30日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-1-2号（23高砂）





**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンモール伊丹  
 所在地 伊丹市藤木一丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 代表者の氏名 岡 内 欣 也  
 住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗の名称  
 ア 変更前  
     イオンモール伊丹テラス  
 イ 変更後  
     イオンモール伊丹
- 4 変更年月日  
 平成23年10月21日
- 5 届出年月日  
 平成23年10月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
 (1) 縦覧場所  
     兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
 (2) 縦覧期間  
     平成23年10月28日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限  
     平成24年2月29日  
 (2) 提出先  
     兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
     〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

**辞 令**

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 平成23年10月12日付         | 高 崎 正 弘 |
| 兵庫県教育委員会委員に任命する      | 竹 田 佑 一 |
| 兵庫県人事委員会委員（非常勤）に選任する |         |
| 平成23年10月13日付         | 橋 本 猛 伸 |
| 兵庫県公安委員会委員に任命する      |         |

## 教 育 委 員 会 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年10月28日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 野 村 道 彦

## 1 調達内容

## (1) 業務件名及び数量

実習船「但州丸」第3種中間検査及び整備一般工事 一式

## (2) 工事の内容及び仕様等

総トン数499トンの実習船「但州丸」の第3種中間検査及び整備一般工事  
仕様は入札説明書による。

## (3) 履行期限

平成24年3月24日（土）

## (4) 履行場所

実習船「但州丸」の定けい港（香住港）から250マイル以内の請負造船所

## (5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 平成18年4月1日以降に、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数450トン以上の船舶を対象とした、この公告に示した業務と同様の業務について、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 総トン数499トン以上の船舶が入渠可能な乾ドック（乾船渠）を所有する者であること。

## 3 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒669-6563 美方郡香美町香住区矢田40-1

兵庫県立香住高等学校 担当 山崎

電話 (0796) 36-1181 F A X (0796) 36-1182

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年10月28日（金）から同年11月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成23年10月29日（土）から同年11月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

## (4) 入札・開札の日時及び場所

平成23年12月8日（木）午後2時 兵庫県立香住高等学校 会議室

## (5) 入札書の提出期限

上記3(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年12月7日（水）午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年12月5日（月）正午までに兵庫県立香住高等学校に納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を平成23年11月11日（金）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が、持参又は郵送等により、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年12月中旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

## (6) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、4(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書に示す船舶の検査・修繕等の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Michihiko Nomura, Principal of Kasumi Senior High School, Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the services to be required:

The third class intermediate survey and repair services of the fisheries training vessel  
TANSHU-MARU 1 set

## (3) Contract fulfillment period:

March 24, 2012

## (4) Contract fulfillment place:

Dockyard near (250 N.M.) the Mother Port TANSHU-MARU (Kasumi Port)

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 11, 2011

## (6) Deadline for tender:

14:00 December 8, 2011 by direct delivery;

17:00 December 7, 2011 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Takahiro Yamasaki, Administrative Office, Kasumi Senior High School

40-1 Yada, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6563

TEL (0796)36-1181 FAX (0796)36-1182